

## 高座清掃施設組合告示第10号

高座清掃施設組合プロポーザル方式契約実施取扱要綱（平成21年4月1日施行。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき「一般廃棄物処理基本計画策定業務委託」の公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

令和8年5月21日

高座清掃施設組合長 内野 優

### 1 業務名、業務内容、履行期限及び履行場所

#### (1) 業務名

一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

「一般廃棄物処理基本計画策定業務委託公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載のとおり。

#### (3) 履行期限

契約締結日から令和10年3月10日まで

#### (4) 履行場所

神奈川県海老名市本郷1番地の1外

### 2 設計金額

金 25,212,000円（消費税及び地方消費税額の額を含む。）

令和8年度 16,027,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和9年度 9,185,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を示す金額

### 3 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者の資格については、要綱第4条の規定、仕様書等に基づき、次に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 法人その他の団体であること。

- (3) 高座清掃施設組合契約規則（平成18年規則第7号。以下「規則」という。）第6条第1項の競争入札参加資格者登録名簿（かながわ電子入札システムの競争入札参加資格申請において、海老名市を申請団体として競争入札参加資格の認定を受けている者）に登載されている者のうち、資格者名簿（コンサル）の認定業種の廃棄物の登載がされている者であること。
- (4) 高座清掃施設組合競争入札参加資格者参加資格停止要綱（平成21年4月1日施行）の規定による停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (7) 事業者及びその代表者又は役員等が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年条例第75号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (8) 本業務について、廃棄物（ごみ処理又は生活排水）管理計画に係る業務経験を有するものであり、かつ、技術士法（昭和58年法律第25号）で定める技術士のうち技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第11号に規定する衛生工学部門の資格を有する者又は同条第21号に規定する総合技術監理部門の資格を有する者で衛生工学を選択科目とした者あるいはRCCM（専門技術部門廃棄物）の資格を有する者を管理技術者又は業務主任者として配置することができること。

なお、技術士法で定める技術士のうち、選択科目の名称変更により旧名称のものは同等とみなすものとする。

- (9) 本業務を円滑に遂行するための必要な能力及び安定かつ健全な財務能力等を有すること
- (10) 前各号の資格が確認され、本告示第6項第5号による参加資格確認結果通知書の交付を受けた者であっても、後に上記の資格に反する行為をした者、本告示第6項による参加意向申出書に虚偽の記載をした者、本告

示第8項による提出意思確認書に虚偽の記載をした者及び税の滞納の事実が明らかになった者は、参加資格を失うものとする。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 企画提案内容及びプレゼン・ヒアリングに対する配点

評価項目			評価点				
			A	B	C	D	E
第一次審査	企画提案内容に対する評価	a 経営状況	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0
		b 実績状況	5.0	4.0	3.0	2.0	0.0
		c 提案内容					
		(a) テーマに沿った本業務の理解度					
		一般廃棄物処理基本計画改定業務について	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
		ごみの排出抑制・減量化・資源化に向けた画期的(先進的)な方策の提案について	12.0	9.0	6.0	3.0	0.0
		アンケート調査について	12.0	9.0	6.0	3.0	0.0
		市民意見等の反映について	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
		(b) 業務の実施体制	5.0	4.0	3.0	2.0	0.0
(c) 提案内容に対する見積額	12.0	(2) 企画提案内容に対する見積額の配点による					
第二次審査	プレゼン・ヒアリングに対する評価	本業務担当技術者の理解度	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
		本業務担当技術者の取組意欲	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
		本業務担当技術者の専門技術力	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
評価の合計			100点満点				

##### 選定に係る評価基準

ランク	評価
A	優秀である。または、高度な能力を有している。
B	満足できる。または、十分な能力を有している。
C	平均的である。特に不満な点はない。
D	物足りなさを感じる。または、能力が若干乏しい。
E	全く満足できない。任せることが不安である。

##### (2) 企画提案内容に対する見積額の配点

消費税及び地方消費税額を含まない金額の総額で判断し、評価点は次式により算定する。

ア 見積額に対する評価点=12点×(最低見積額÷各提案者の見積額)

イ 見積額に対する評価点は小数点第2位を四捨五入する。

### (3) 審査方法

審査は、要綱第5条により設置された事業者選定委員会において第1次審査及び第2次審査により行う。

#### ア 第1次審査

本告示第9項第4号に基づく提案書に対する書類審査による評価とし、第1次審査において、選定委員による評価点の合計が満点に対して6割以上の点数を獲得した候補者のうち、上位4者以内を選定し、第2次審査(プレゼン・ヒアリング)を行う。

第1次審査の日程については、第1次審査終了後速やかに、電子メール及び書面による通知によって行う。

#### イ 第2次審査

本告示第4項第1号に基づくプレゼンテーション及びヒアリングに対する評価。

なお、ヒアリング審査は、提出された提案書に基づき行うこととし、当日の追加提案は認めない。(プレゼンテーション20分以内・ヒアリング10分程度とする。)

## 5 担当部署

高座清掃施設組合 施設課 管理係

## 6 参加意向申出書等提出の期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時まで

### (2) 提出場所

高座清掃施設組合 総務課 財務係(以下「事業者選定委員会事務局」という。)

### (3) 提出内容

ア 高座清掃施設組合プロポーザル方式参加意向申出書(第1号様式)及び暴力団員等の排除に係る調査承諾書

イ 本告示第3項第8号に示した配置予定技術者の資格を証する書類の写し

ウ 配置予定技術者の雇用の事実を証する書類の写し

雇用の事実を証する書類は、雇用を確認できる書類の種類については、高座清掃施設組合ホームページの・■入札・契約・ダウンロード © 契約規則等 ・「雇用確認の書類について」を参照すること。

### (4) 提出方法

持参、郵送又は宅配等いずれの方法でも構わないものとする。ただし、持参以外の方法を用いて提出する場合は、配達時刻を証明できる方法によることとする。なお、いかなる方法の場合においても、提出期限までに

提出場所に到着していないものは無効とする。

(5) 結果

発注者は、参加意向申出書及び暴力団員等の排除に係る調査承諾書を提出した者に対し、参加資格を確認のうえ、その結果を、令和8年6月10日(水)に高座清掃施設組合プロポーザル方式参加資格確認結果通知書(第2号様式)により、前各号により提出された参加意向申出書記載メールアドレスへの電子メール及び書面による通知によって行う。

7 プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法

(1) 交付日

令和8年6月10日(水)

(2) 方法

高座清掃施設組合プロポーザル方式関係書類提出要請書(第3号様式)を第6項により提出された参加意向申出書記載メールアドレスへの電子メール及び書面による通知によって行う。

8 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和8年6月15日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

高座クリーンセンター5階 事務室  
(事業者選定委員会事務局)

(3) 提出内容

高座清掃施設組合プロポーザル方式提案書等提出意思確認書(第4号様式)

(4) 提出方法

持参、郵送等いずれの方法でも構わないものとする。ただし、持参以外の方法を用いて提出する場合は、配達時刻を証明できる方法によることとする。持参の場合、事前に連絡の上、指定された日時(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、提出書類を持参のうえ、来庁してください。

なお、いかなる方法の場合においても、提出期限までに提出場所に到着していないものは無効とする。

9 提案書提出の期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和8年6月22日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

高座クリーンセンター5階 事務室

(事業者選定委員会事務局)

(3) 提出部数

正本1部、副本6部とする。

副本は、企業名その他企業が特定できる情報を黒塗りしてください。

(4) 規格

提案は、1者1提案とし、提案書等の規格は次のとおりとする。

ア 提案書表紙

提案書様式1による(副本は、正本(押印済)の写し)。

イ 会社概要整理表

提案書様式2による。

ウ 事業実績の一覧

提案書様式3による。

エ 事業実績の内容

提案書様式4による。

オ 業務の実施体制

提案書様式5による。

カ 特定テーマに対する企画提案

提案書様式6による。

キ 見積書

任意の書式とする。また、金額は消費税額及び地方消費税額を含めないものとする。

ク その他

ア～ク以外に、説明資料等本業務の提案に必要なと思われる書類等がある場合、これを添付することができるものとする。

(5) 方法

持参、郵送等いずれの方法でも構わないものとする。ただし、持参以外の方法を用いて提出する場合は、配達時刻を証明できる方法によることとする。持参の場合、事前に連絡の上、指定された日時(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、提出書類を持参のうえ、来庁してください。

なお、いかなる方法の場合においても、提出期限までに提出場所に到着していないものは無効とする。

また、提案書等の提出後、内容の追加、修正及び差替え等は認めないものとする。

10 要請手続において使用する言語及び通貨

各手続において使用する言語は日本語とし、通貨については日本国通貨とする。

11 契約書作成の要否

発注者の契約書様式を用いて取り交わす。ただし、契約に必要な費用（収入印紙等）については受注者の負担とする。

## 12 関連情報を入手するための照会窓口

〒243-0417

神奈川県海老名市本郷1番地の1

高座クリーンセンター内

高座清掃施設組合 総務課 財務係

(事業者選定委員会事務局)

T E L 046-238-2094

F A X 046-238-6010

E-mail keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

U R L <https://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/>

## 13 提案書等の取扱い

提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出費用、審査会の出席等にかかる旅費を含む。）は、提案者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。提出された提案書等は、本業務以外の目的で提出者に無断で使用することはない。ただし、非公開としたい情報届出書により届出があった場合においても、高座清掃施設組合情報公開条例（平成17年条例第1号）に基づく公開請求があった場合には、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否については、本組合が判断します。

## 14 その他発注者が必要と認める事項

### (1) スケジュール

項 目		期間等
1	参加意向申出書及び暴力団員等の排除に係る調査承諾書の受付開始 質問書の受付開始	令和8年5月21日（木）
2	参加意向申出書及び暴力団員等の排除に係る調査承諾書の受付期間	令和8年5月29日（金） 午後5時まで
3	質問書の受付※メールのみ	令和8年6月2日（火） 午後5時まで
4	質問書への回答	令和8年6月5日（金）まで にホームページに掲載
5	プロポーザル提案資格の確認	令和8年6月8日（月）

6	提案資格確認結果通知書の通知発送 関係書類提出要請書の発送 意思確認書及び提案書等の提出要請	令和8年6月10日(水)
7	意思確認書の受付期限	令和8年6月15日(月) 午後5時まで
8	提案書等の受付期限	令和8年6月22日(月) 午後5時まで
9	第1次審査(提案書類等の審査) ※委員会による書類審査のため出席不要	令和8年7月6日(月)
10	第1次審査結果通知発送 第2次審査参加要請	令和8年7月8日(水)
11	第2次審査(プレゼン・ヒアリング) ※第1次審査により選考された者のみ	令和8年7月13日(月)
12	提案書等審査結果通知書発送	令和8年7月15日(水)
13	特定者との契約締結	令和8年7月下旬予定

なお、第1次審査、第2次審査及び提案書等審査結果通知書の交付日は予定である。

(2) 質問事項の取扱い

当公募型プロポーザル及び本業務内容等の質問事項の取扱いは、次のとおりとする。

ア 質問の受付期間

令和8年5月21日(木)から令和8年6月2日(火)午後5時まで

イ 質問方法

電子メールのみ

ウ 質問の回答

発注者のホームページ上に質問及び回答を掲載する。

(3) 審査結果

第1次審査の結果については、審査を受けた全提案者に対して、一次審査終了後速やかに、電子メール及び書面による通知によって行う。第2次審査の結果については、令和8年7月15日(水)に第2次審査を受けた全提案者に対して順位付けを行い、高座清掃施設組合プロポーザル方式提案書等審査結果通知書(第5号様式)により、電子メール及び書面による通知によって行う。

(4) 契約手続

令和8年7月15日(水)以降、審査結果により最も適した提案を行った1者と当該提案をベースに協議を行い、業務委託契約を締結する。万一、協議が整わなかった場合は、次点以降の者と順次協議を行う。なお、年度割金額については、特定者と協議のうえ決定する。

(5) 提案者の無効・失格

要綱第16条の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。この場合において、発注者は一切の責めを負わないものとする。

ア 本告示第3項各号の資格条件を満たさない者から提案書が提出された場合

イ 本業務に必要な書類等の内容に虚偽の記載があった場合

ウ 本業務について、一度に2通り以上の提案書を提出した場合

エ 代表者印のない提案書による提案を行った場合

オ 見積額が設計金額を超過した場合

(6) 特定者の取消し

要綱第16条の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合は、特定者であることを取り消す。この場合において、発注者は一切の責めを負わないものとする。

ア 本告示第3項に該当しないこととなった場合

イ 前号に該当したことが判明した場合

ウ 提案内容が設計図書に掲げる具備要件を満たさない場合

(7) 特定者が本告示第14項第6号により特定者であることを取り消された場合、同項第4号により次点以降の者と順次協議を行う。

(8) 本告示に記載のない事項については、規則及び契約関連規程の定めるところによるものとする。